（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条　［略］

２　法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はト に該当することとなった場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　略］

［3・4　略］

（金融商品仲介業者の廃業等の届出）

第二百八十六条　法第六十六条の十九第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

［一～七　略］

八　法第六十六条の十九第一項第六号に該当する場合　その旨及び登録又は変更登録を受けた年月日

２　法第六十六条の十九第一項の規定により届出を行う者は、前項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　法第六十六条の十九第一項第六号に該当する場合　金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面の写し

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条　［略］

２　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

［一～四　略］

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条　［同上］

２　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

イ　［同上］

ロ　行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

［六・七　同上］

［3・4　同上］

（金融商品仲介業者の廃業等の届出）

第二百八十六条　［同上］

［一～七　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条　［同上］

２　［同上］

［一～四　同上］